

令和 7 年度 国民健康保険税 のしおり

国民健康保険制度は、
加入している皆さまに納付いただく国民健康保険税で支えられています。

国民健康保険税とは

◆医療費の支払い等の大切な財源です。

医療機関等を受診した際の医療費は、受診された方に医療機関等の窓口でご負担いただく「自己負担額」と、国民健康保険が負担する「保険者負担」でまかなわれており、皆さまに納付いただく国民健康保険税は「保険者負担」の大切な財源の一つです。

◆納税義務者は、世帯主です。

国民健康保険税では、被保険者がいる世帯の世帯主（世帯主が被保険者でない場合も含みます。）が納税義務者となり、世帯主に世帯の分として課税されます。

◆月末時点において国民健康保険に加入していれば、国民健康保険税の納税義務が生じます。

◆国民健康保険税は次の 3 つの区分から成り立っています。

1. 医療給付費分・・・医療費の支払いに充てられる分です。全ての被保険者の方に負担いただいています。（医療分）
2. 後期高齢者支援金分・・・後期高齢者医療保険制度に加入している方の医療費の支払いを支援するための分です。全ての被保険者の方に負担いただいています。（支援金分）
3. 介護納付金分・・・介護保険の第 2 号被保険者としての分です。40 歳以上 65 歳未満の被保険者の方に負担いただいています。（介護分）

国民健康保険税の適正な算定のため、
次のようなときは 14 日以内に届け出をお願いします。

こんなとき	手続きに必要なもの	届出場所
社会保険に加入したとき （国民健康保険を脱退するとき）	・ 国民健康保険の資格確認書（お持ちの場合） ・ 新しく加入した健康保険から発行されるいずれかのもの 資格確認書 資格情報のお知らせ ・ マイナンバーカード ・ 届出人の本人確認ができるもの※1	町民課 国保医療係 マイナポータル オンライン申請は こちら↓ 
社会保険を脱退したとき （国民健康保険に加入するとき）	・ 資格喪失連絡票 ・ マイナンバーカード ・ 届出人の本人確認ができるもの※1 ・ 年金の手続きも行うため基礎年金番号がわかるもの （年金手帳や基礎年金番号通知書等）	
世帯主の変更、住所の変更をするとき	・ 国民健康保険の資格確認書（お持ちの場合） ・ 届出人の本人確認ができるもの※1	町民課 戸籍年金係

※1 「本人確認できるもの」とは次のものです。
・ マイナンバーカード、運転免許証・・・1 点
・ 顔写真のないもの・・・2 点必要（健康保険の資格確認書、年金証書、医療証等）

国民健康保険税は、加入している方の前年の所得の状況をもとに算定します。

国民健康保険税の計算について

■ 国民健康保険税は、被保険者一人ひとりの所得等により算定したものを、世帯ごとにまとめてお知らせします。お知らせした税額は、被保険者全員に負担いただく医療分と支援金分、40 歳以上 65 歳未満の被保険者に負担いただく介護分を合計した額です。

■ 年度途中で加入または脱退したときの税額計算

○加入したとき…加入した月の分から月割りで計算し、翌月中旬以降に通知します。なお、加入時点で所得の把握ができない方は、所得がわかるまでの間は所得金額を0円として所得割額を計算します。後日、所得が判明した時点で保険税を更正します。

※所得が申告されていない場合や把握できない場合は軽減が適用されません。

○脱退したとき…脱退した月の前月までを月割りで再計算し、翌月中旬以降に精算します。

■ 年度途中で介護保険の第2号被保険者に該当する（40歳を迎える）ときの税額計算

介護分を誕生月から月割りで計算し、次の期別で通知（誕生日が1日の方はその月）します。

■ 年度途中で介護保険の第1号被保険者に該当する（65歳を迎える）ときの税額計算

介護分をあらかじめ誕生月の前月までの月割りで計算しています。

■ 年度途中で後期高齢者医療制度へ移行する（75歳を迎える）ときの税額計算

医療分、支援金分をあらかじめ誕生月の前月までの月割りで計算しています。

○ただし、4月から6月に加入や脱退の手続きをされた方、上記の年齢を迎えた方については、7月に通知させていただきます。

令和7年度国民健康保険税率・限度額 —令和7年度から医療分、支援金分の限度額が変わります—

国民健康保険税は、皆様の医療費のうちの保険給付分や疾病予防等の事業に充てられます。国保の安定運営を図るため、令和7年度は医療分、支援金分の限度額引き上げを行いました。一方、令和4年度より未就学児※2にかかる均等割額の2分の1の減額、令和6年1月1日より産前産後期間相当分の国民健康保険税の免除制度※3が実施されています。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

区 分		医療分 (加入者全員)	支援金分 (加入者全員)	介護分 (40歳以上65歳未満の方)
所得割	被保険者それぞれの令和6年中の総所得合計金額※4から基礎控除（43万円）を差し引いた額を基に計算します。	7.30%	2.50%	2.20%
均等割	被保険者毎にご負担いただきます。	30,300円	10,200円	11,400円
平等割	一世帯あたりでご負担いただきます。	21,800円	7,300円	5,800円
特定世帯	5年間に限り2分の1を減額します。 (特定世帯とは、世帯内の被保険者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより単身世帯となった世帯のこと)	10,900円	3,650円	
特定継続世帯	6年目から最高3年間4分の1を減額します。 (特定継続世帯とは、特定世帯になってから5年を経過した世帯のこと)	16,350円	5,475円	
限度額	一世帯における課税の上限額	66万円 (前年度65万円)	26万円 (前年度24万円)	17万円

※2 6歳に達する日以降最初の3月31日以前である被保険者です。令和7年度については平成31年4月2日以降に生まれた方が対象です。

※3 令和5年11月1日以降に出産した、又は出産予定の被保険者（妊娠85日以上の出産が対象で、死産・流産・早産を含みます。）に係る産前産後期間相当分4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）の国民健康保険税の所得割額と均等割額が、届出により免除されます。

※4 倒産、解雇、雇い止めなどで離職された方で、雇用保険受給資格者証の離職理由が要件を満たしている方については、申請により前年の給与所得を30/100とみなして所得割を計算します（離職の日の翌日の属する年度の翌年度末日まで）。

国民健康保険税の軽減率と軽減の金額 ―令和7年度から一部所得割判定基準が変わります―

下表中の軽減基準所得金額のいずれかに該当する世帯は、均等割額と平等割額がそれぞれの割合で軽減されます(下表中は軽減額です)。また、今年度より5・2割軽減の所得割判定基準を変更しました。

左ページの表の金額から、下表の金額を引いた額が課税額となります。

被保険者及び擬制世帯主の合計総所得額	軽減基準所得金額	軽減率	区分	医療分	支援金分	介護分
	43万円+【(給与所得者等の数-1)×10万円※5】以下	7割	均等割	21,210円	7,140円	7,980円
			平等割	15,260円	5,110円	4,060円
			特定世帯	7,630円	2,555円	
			特定継続世帯	11,445円	3,833円	
	43万円+【(給与所得者等の数-1)×10万円※5】+【30万5千円×(被保険者数+特定同一世帯者数※6)】以下	5割	均等割	15,150円	5,100円	5,700円
			平等割	10,900円	3,650円	2,900円
			特定世帯	5,450円	1,825円	
			特定継続世帯	8,175円	2,738円	
	43万円+【(給与所得者等の数-1)×10万円※5】+【56万円×(被保険者数+特定同一世帯者数※6)】以下	2割	均等割	6,060円	2,040円	2,280円
			平等割	4,360円	1,460円	1,160円
			特定世帯	2,180円	730円	
			特定継続世帯	3,270円	1,095円	

○未就学児※2にかかる均等割について、表の軽減が適用されている場合は、軽減後額から2分の1を減額します。

※5【(給与所得者等の数-1)×10万円】については、世帯内の給与所得者等の数が2人以上の場合のみ適用となります。

給与所得者等とは、納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与所得を有する方(収入金額が55万円を超える方。)及び公的年金等に係る所得を有する方(65歳未満で公的年金等の収入金額が60万円を超える方と、65歳以上で公的年金等の収入金額が125万円を超える方で、給与所得を有する方を除く。)をいいます。

※6 特定同一世帯者数とは、国民健康保険の被保険者であった後期高齢者医療保険の被保険者がいる世帯で該当する方の合計数のことです。

■ 軽減基準所得金額について

- ① 被保険者及び擬制世帯主(本人は国民健康保険の加入者でないが、世帯内に国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主)の合計総所得金額です。
- ② 65歳以上の方の公的年金所得については、15万円を控除します。
- ③ 事業所得(営業・農業等)については、事業専従者給与控除前の金額です。
- ④ 事業専従者の給与所得は、軽減判定の際は「0円」とします。
- ⑤ 譲渡所得(土地・家屋の売却による所得)については、特別控除前の金額です。
- ⑥ 43万円の基礎控除をする前の金額です。

■ 後期高齢者医療制度の創設(平成20年度)に伴い、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方(特定同一世帯所属者)が世帯にいる場合、軽減判定はその方の所得及び人数を含めて判定します。

■ 租税特別措置法に規定する肉用牛の売却にかかる所得(いわゆる「免税所得」)は、総所得金額に含めて計算します。

■ 災害又は収入が著しく減少した場合は、基準に基づき減免を受けることができます。

国民健康保険税の特別徴収とは

■ 納付書や口座振替による納付は「普通徴収」といいますが、世帯主が受給されている年金から、国民健康保険税を年金からの天引き（年6回）で納めることを「国民健康保険税の特別徴収」といいます。4月・6月・8月には前年度の国民健康保険税算定額に基づいた金額を「仮徴収」として納めていただきます。10月・12月・翌年2月にはその年度の確定した国民健康保険税額から仮徴収額を差し引いた残金を3分割した金額を「本徴収」として納めていただきます。

■ 国民健康保険税が特別徴収となる方は、次の①～④のすべてに当てはまる方です。

- ① 世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること。
- ② 世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満であること。
後期高齢者医療制度へ移行する年度は、前年度まで特別徴収であった場合でも特別徴収にはなりませんのでご注意ください（特別徴収は中止されます）。
- ③ 世帯主の介護保険料が年金から天引きされていること。
- ④ 特別徴収の対象となる世帯主の年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料を合わせて、年金額の2分の1を超えないこと。
なお、申し出により特別徴収を普通徴収（口座振替に限る）に変更することができます。詳しくはお問い合わせください。

特別徴収の注意点

次のような場合には、特別徴収から普通徴収となることがあります。

① 所得の変更などで国民健康保険税が増額したとき

特別徴収税額は変更せず、増額分を普通徴収として納付することになります（その年度中は特別徴収と普通徴収の両方で支払うことになります）。新たに65歳未満の方が加入して増額になった場合も、特別徴収税額はそのまま、増額した分が普通徴収となります。

② 所得の変更などで国民健康保険税が減額したとき

一旦特別徴収を中止します。納め過ぎがあれば還付し、不足の税額があればその分を普通徴収で納付します。その年度分を特別徴収と普通徴収の両方で支払っていた場合、普通徴収分で精算できるときは特別徴収を中止せず、普通徴収分を減額又は還付します。

③ 他の市区町村に転出したとき

転出月の前月までの期間に相当する税額を再計算し、納め過ぎがあれば還付します。なお、転入先の市区町村では、転入月からの分として計算した税額を普通徴収で納めます。

④ その他の場合

①～③の理由のほか、次のような理由で特別徴収が中止されることがあります。

- ・年金の支払調整等で受給額が少なくなり、国民健康保険税を天引きできないとき。
- ・年金天引きの条件を満たさなくなったとき（世帯主が転出した、国民健康保険を喪失した、死亡したとき等）。

この時点で普通徴収に切り替えます。天引きできなくなった分については、普通徴収の残期数で分割して納付していただきます。再度年金天引きの通知が届くまで特別徴収は再開されませんのでご了承ください。